

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	教 育 総 務 課	1頁
公 告 ○ 令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の実施	教 職 員 課	1頁

告 示

三重県教育委員会告示第9号

三重県教育委員会公文書管理規程（令和2年教委訓第4号）第49条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和7年4月3日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所
三重県総務部文書・情報公開課

公 告

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和7年4月3日

三 重 県 教 育 委 員 会

【1】趣 旨

この選考試験は、令和8年度の三重県公立学校教員の採用にあたり、教員としての資質に富み、使命感にあふれ、意欲ある人材を選考するために実施します。

【2】教員として求める人物像

- * 教育に対する情熱と使命感をもつ人
子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人
- * 専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人
常に自己研鑽に努め、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人
- * 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人
優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

【3】 募集する校種・教科等

採用見込数は、一般選考、特別選考を合わせた数（大学3年生等を対象とした特別選考を除く）です。

校種等	教科・科目、採用見込数			採用見込数 計
小学校教諭				約273名
中学校教諭	国語 約28名 社会 約27名 数学 約30名 理科 約21名	音楽 約10名 美術 約8名 保健体育 約18名	技術 約5名 家庭 約4名 英語 約29名	約180名
高等学校教諭	国語 約7名 地理歴史* 世界史 約3名 日本史 約5名 地理 約4名 公民 約4名 数学 約8名 理科* 物理 約3名 化学 約4名 生物 約3名	音楽 約2名 美術 約2名 保健体育 約3名 看護 約2名 家庭 約3名 農業 約3名	工業(機械系(自動車を含む)) 約5名 工業(電気・電子系) 約5名 工業(建築系) 約3名 工業(工業化学系) 約2名 工業(土木系) 約2名 商業 約8名 英語 約8名 情報 約5名	約94名
特別支援学校教諭	小学部 約19名 中学部・高等部	保健体育 約4名		約23名
養護教諭				約8名
栄養教諭				約2名

※ 教科の出題範囲及び選考について

「地理歴史」は、教科全範囲にわたる共通問題の他に、世界史・日本史・地理から選択問題を出题し、選択した専門領域ごとに選考します。

高等学校教諭「理科」は、教科全範囲にわたる共通問題の他に、物理・化学・生物から選択問題を出题し、選択した専門領域ごとに選考します。

- 注
- (1) 日本国籍を有しない人を採用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とします。
 - (2) 校種等及び教科・科目の1つに限り申し込むことができます。他の校種等及び教科・科目と重複して出願することはできません。
 - (3) 養護教諭合格者は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または特別支援学校の養護教諭として採用します。また、栄養教諭合格者は、小学校、中学校、義務教育学校または特別支援学校の栄養教諭として採用します。
 - (4) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭合格者は、希望の有無にかかわらず、特別支援学校教諭として採用する場合があります。
 - (5) 小学校教諭合格者は中学校または義務教育学校教諭として、中学校教諭合格者は小学校または義務教育学校教諭として、第2希望の有無にかかわらず採用する場合があります。
 - (6) 特別支援学校教諭合格者は、特別支援学校教諭として採用され、原則として特別支援学校での勤務となります。

【4】 選考種別

- ・ 一般選考
- ・ 障がい者を対象とした特別選考
- ・ 社会人特別選考（〔I〕〔II〕）
- ・ 教職経験者等を対象とした特別選考（〔I〕〔II〕）
- ・ 大学3年生等を対象とした特別選考

※ 選考種別を重複して申し込むことはできません。選考の種別により、申込資格や必要書類は異なります。詳細については、実施要項で確認してください。

※ 「障がい者を対象とした特別選考」に申し込む人が、「障がい者を対象とした特別選考」以外の選考種別の申込資格を満たす場合は、該当する選考種別の試験項目により受験できることとします。

【5】 一般選考の申込資格

次の各号のいずれにも該当する人としてします。

- 1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項「【10】1(5)」に該当しない人
- 2 昭和41年4月2日以降に生まれた人
- 3 申し込む校種等に応じた下表に掲げる教育職員免許状を有する人^{※1}、または令和8年3月31日までに取得見込の人^{※2}

校 種 等	所 有 教 育 職 員 免 許 状	
小 学 校 教 諭	小学校教諭の普通免許状	
中 学 校 教 諭	教科に応じた中学校教諭の普通免許状	
高 等 学 校 教 諭	教科に応じた高等学校教諭の普通免許状	
特別支援学校教諭	小 学 部	特別支援学校教諭かつ小学校教諭の普通免許状 ^{※3}
	中学部・高等部	特別支援学校教諭かつ教科に応じた中学校及び高等学校教諭の普通免許状 ^{※3}
養 護 教 諭	養護教諭の普通免許状 ^{※4}	
栄 養 教 諭	栄養教諭の普通免許状 ^{※5}	

※1 令和8年4月1日に有効な免許となっていること。

※2 申し込む校種等に応じた教育職員免許状を取得する見込の人は、取得年月日を必ず関係機関（一括申請の場合は大学等、個人申請の場合は各都道府県教育委員会等）に問い合わせ、令和8年3月31日までに取得できることを確認のうえ申し込んでください。特に、実務経験をもとに個人申請で教育職員免許状を取得する場合は、個人申請する時期及び実際に免許が取得できる時期に注意してください。

※3 盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状または養護学校教諭免許状を有する人は、教育職員免許法（平成18年改正法）附則第5条の規定により、特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなします。

※4 令和7年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭普通免許状を取得しようとする人を含みます。

※5 令和7年度中に栄養士の免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭普通免許状を取得しようとする人を含みます。

【6】 第1次選考試験（募集する全校種・教科等で実施）

1 試験項目

選考種別	試験項目等	筆答試験		
		教 養 (40分)	小論文 (40分)	専 門 (60分)
一般選考 ^{※1}				
障がい者を対象とした特別選考 ^{※2}		○		○
大学3年生等を対象とした特別選考				
社会人特別選考			○	○
教職経験者等を対象とした特別選考 ^{※3}				○

※1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の「大学3年生等を対象とした特別選考」において、第1次選考試験に合格した人については、申請により第1次選考試験のすべてを免除します。

※2 「障がい者を対象とした特別選考」に申し込む人が、「障がい者を対象とした特別選考」以外の選考種別の申込資格を満たす場合は、申請により該当する選考種別の試験項目で受験できることとします。

※3 「【14】[I] 4(1)①または②」あるいは「【14】[II] 2(1) または(2)」の条件を満たす場合は、申請により第1次選考試験のすべてを免除します。

2 試験日時及び会場（予定）※4、※5

試験日 令和7年6月14日（土）

受験する校種・教科	選考種別	集合時刻	試験会場
小学校教諭 特別支援学校教諭	一般選考※6 障がい者を対象とした特別選考※7 社会人特別選考 大学3年生等を対象とした特別選考※8	午後1時40分	皇學館大学
	教職経験者等を対象とした特別選考※9	午後3時00分	
中学校教諭 高等学校教諭（英語）	一般選考 障がい者を対象とした特別選考※7 社会人特別選考	午後1時40分	津東高等学校
	教職経験者等を対象とした特別選考※9	午後3時00分	
高等学校教諭（英語以外） 養護教諭 栄養教諭	一般選考 障がい者を対象とした特別選考※7 社会人特別選考	午後1時40分	津西高等学校
	教職経験者等を対象とした特別選考※9	午後3時00分	

※4 当日の諸注意等は、会場入口付近に掲示します。掲示により各自受験する教室を確認のうえ、入室してください。

※5 応募状況等により、試験日程や試験会場を変更する場合があります。日程及び会場については三重県教員採用のウェブサイトを確認してください。

※6 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の「大学3年生等を対象とした特別選考」において、第1次選考試験に合格した人については、申請により第1次選考試験のすべてを免除します。

※7 「障がい者を対象とした特別選考」に申し込んだ人で、「障がい者を対象とした特別選考」以外の選考種別の試験項目による受験を申請した場合は、該当する選考種別の集合時刻までに入室してください。

※8 「大学3年生等を対象とした特別選考」において、対象校種・職種は「小学校教諭」とします。

※9 「【14】[I] 4(1)①または②」あるいは「【14】[II] 2(1) または(2)」の条件を満たす場合は、申請により第1次選考試験のすべてを免除します。

3 第1次選考試験受験上の注意事項

(1) 持参物等

<input type="checkbox"/> 受験票	<input type="checkbox"/> 整理票（大学3年生等を対象とした特別選考を除く）
<input type="checkbox"/> 返信用封筒	<input type="checkbox"/> 筆記用具（HBの鉛筆を含めること）
<input type="checkbox"/> シューズバッグ（靴入れ）	<input type="checkbox"/> 上履き（会場備え付けの上履き等は使用しないこと）
<input type="checkbox"/> 高等学校教諭「工業」受験者は、関数電卓（ポケットコンピュータ、電卓機能をもつ携帯端末は不可）	
<input type="checkbox"/> 高等学校教諭「商業」受験者は、そろばん、または電卓（多機能付きでないもの）	

* 「筆答試験（教養）」、「筆答試験（専門）」はマークシート方式で実施します。HBの鉛筆とプラスチック消しゴムを用意してください。

* 時計を持ち込むことはできますが、辞書、電卓、情報端末等の機能がある時計や、それらの機能の有無が判別しづらい時計は不可とします。

* 各会場及び会場敷地内では、スマートフォンやノートパソコンならびにスマートウォッチ等のウェアラブル端末などの電子機器類は、試験での使用が認められているものを除いて、電源を切ってください。イヤホンも事前に申し出て許可された人以外、試験会場では外してください。

(2) 「筆答試験（教養）」の試験内容は、教職教養（教職に関する知識と理解、学校教育に関する課題への認識等）及び一般教養などです。なお、生徒指導、特別支援教育、人権教育を含みます。

(3) 会場への移動は、津西高校会場を除き、最寄駅からは原則、徒歩で移動してください。津西高校会場へは、往復ともに受験番号により指定した臨時バスに乗り込んでください。いずれの試験会場も、会場及び会場付近への自家用車、バイク等の乗り入れ（送迎を含む）、駐車は厳禁です。違反した場合は、評価の際、減点の対象とします。また、発覚した場合には、試験途中であっても車の移動等を行っていただきます。

4 選考試験当日の提出物について

次の提出物を、試験当日の6月14日（土）に試験会場で提出してください。

- (1) 令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験整理票
- (2) 返信用封筒1部・・・第1次選考試験の可否通知に使用します。

5 受験票について

6月上旬に送付される案内メールにしたがって、受験票をダウンロードし、各自で受験票を準備してください。

＜受験票作成の手順＞

- (1) 6月上旬に送付される案内メールにしたがって、「令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験 受験票について」をダウンロードする。
- (2) ダウンロードした「令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験 受験票について」の受験票用紙を厚紙にコピーするか、普通紙にコピーしたものをハガキなどの厚紙に貼付する。
- (3) 校種等、教科・科目、名前、フリガナを記入する。試験会場・集合時刻は該当する箇所を○で囲む。
- (4) 指定されたサイズの写真を貼付する。なお、写真は「整理票」と同じものを使用する。

三重県教員採用のウェブサイト (<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>) 及び
三重県教員採用X (https://twitter.com/mie_kyousai)、
三重県教員採用Instagram (https://www.instagram.com/mie_kyousai/) に、6月13日（金）午前9時以降、
非常災害時等における試験実施に関する情報を随時掲載します。受験票の右下にある二次元コードを用いて、それぞれにアクセスすることができます。

【7】 第2次選考試験 [第1次選考試験合格者（第1次選考試験免除者を含む）に対して実施]

1 第2次選考試験一覧

試験項目等		7/12	7/19	7/24~31
校種・教科等		技能・実技試験	論述試験	面接試験
音楽	中学校教諭、高等学校教諭	○	○	○
美術	中学校教諭、高等学校教諭			
保健体育	中学校教諭、高等学校教諭 特別支援学校教諭中学部・高等部			
技術	中学校教諭			
家庭	中学校教諭、高等学校教諭			
英語	中学校教諭、高等学校教諭			
養護教諭				
上記以外の校種・教科等		-	○	○

2 日時、試験会場及び試験項目*1

●令和7年7月12日（土） 技能・実技試験（下記の校種・教科等のみ実施）

校種・教科等によって、集合時間は異なります。詳細は第1次選考試験合格通知と併せて連絡します。

校種・教科等		試験会場
技術	中学校教諭	津市立橋北中学校
音楽	中学校教諭	三重県総合教育センター
音楽	高等学校教諭	津東高等学校
家庭	中学校教諭、高等学校教諭	
美術	高等学校教諭	津西高等学校
美術	中学校教諭	津高等学校
保健体育	中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭中学部・高等部	
英語	中学校教諭、高等学校教諭	
養護教諭		

●令和7年7月19日（土） 論述試験（全校種・教科等で実施）

校 種 等	試験会場	集合時刻	試 験 項 目
中学校教諭 高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	津商業高等学校	午後1時15分	論述試験 (60分)
小学校教諭 特別支援学校教諭	津工業高等学校	午後1時15分	論述試験 (60分)

●令和7年7月24日（木）～7月31日（木）のうち指定した1日^{※2}

面接試験〔個人面接（模擬授業*を含む）〕（全校種・教科等で実施）

試験会場 三重県立聾学校

* 模擬授業は、受験者3人を1組として行います（受験者の人数によっては2人1組となる場合もあります）。受験者それぞれで1人4分程度の模擬授業を行った後、実施した模擬授業の内容について、受験者同士で話し合いをします。模擬授業の課題等、模擬授業の詳細については、第1次選考試験合格通知と併せて連絡します。

※1 試験日程、試験会場及び試験項目を変更する場合があります。変更については三重県教員採用のウェブサイトを確認してください。

※2 集合時刻、集合場所については、第1次選考試験合格通知と併せて連絡します。面接試験日の変更はできません。

3 第2次選考試験受験上の注意事項

7月12日（土）、19日（土）及び24日（木）～31日（木）の集合時刻、持参物等は、第1次選考試験合格通知と併せて連絡します。

技能・実技試験の内容、持参物等については、5月上旬に三重県教員採用のウェブサイトに掲載します。

【8】 試験会場及び受験者への注意

1 試験会場

試験会場	住所及びアクセス
津東高等学校	津市一身田上津部田1470 近鉄、J R 津駅西口下車 西へ徒歩約20分
津西高等学校	津市河辺町2210-2 近鉄、J R 津駅西口下車 三交バス①番のりば 「津西ハイタウン」行 「西高下」下車 徒歩1分 ※津西高校会場へは、往復とも受験番号により指定した臨時バスに乘車してください。 ※乗車するバスの時刻等は、第1次選考試験は受験番号をお知らせするメール、第2次選考試験は第1次選考試験合格通知と併せて連絡します。
皇學館大学	伊勢市神田久志本町1704 近鉄宇治山田駅下車 東へ徒歩約20分
津高等学校	津市新町3丁目1-1 近鉄津新町駅下車 西へ徒歩約10分
津市立橋北中学校	津市桜橋2丁目38-1 近鉄、J R 津駅東口下車 東へ徒歩約10分
三重県総合教育センター	津市大谷町12番地 近鉄、J R 津駅西口下車 西へ徒歩約13分
津商業高等学校	津市湊見町699 近鉄、J R 津駅西口下車 西へ徒歩約15分
津工業高等学校	津市半田534 近鉄津新町駅下車 南へ徒歩約10分
三重県立聾学校	津市藤方2304-2 近鉄、J R 津駅東口下車 三交バス②番のりば 「米津」行または「イオンモール津南」行または「天白」行 「藤枝東」下車 東へ徒歩約7分 ※往路のみ、津駅東口よりバスを増発運行する予定です。

2 受験者への注意

- * 申込校種等に係るすべての試験項目について受験した人を合否判定の対象とします。欠席以後の試験は受験できません。
- * 遅刻した場合は、それ以降の試験を受験できませんので、時間には十分余裕を持って行動してください。
- * 体調不良等により別室での受験を希望する場合は、各会場の本部まで申し出てください。
- * いずれの試験会場も、会場及び会場付近への自家用車、バイク等の乗り入れ（送迎含む）、駐車は厳禁です。違反した場合は、評価の際に減点の対象とします。また、発覚した場合には試験途中であっても車の移動等を行っていただきます。
- * 最寄駅から試験会場への移動についても、公共マナーを守ってください。また、津西高校、聾学校会場以外への移動は、最寄駅から、原則、徒歩で移動してください。
- * 自転車での来場も認めますが、各会場の決められた場所に駐輪してください。
- * 試験会場に電話等での照会はしないでください。
- * マスクの着用は、個人の判断でお願いします。ただし、試験内容や感染状況により、マスクの着用をお願いすることがありますので、ご協力ください。
- * ネクタイ、上着等の着用は不要です。また、各会場では、室温を集中管理している場合がありますので、体温調節のできる服装で受験してください。
- * 各会場及び会場敷地内は全面禁煙です。
- * 各会場及び会場敷地内では、スマートフォンやノートパソコンならびにスマートウォッチ等のウェアラブル端末などの電子機器類は、試験での使用が認められているものを除いて、電源を切ってください。イヤホンも事前に申し出て許可された人以外、試験会場では外してください。
- * 台風・地震等の非常災害発生に伴い、試験の実施を延期する場合があります。
非常災害時等における試験の実施に関する問い合わせは、受験票に示す手順にしたがってください。
- * 選考結果は、「【9】3」に示す方法でお知らせします。受験会場周辺等で、三重県教育委員会が合否通知連絡の幹旋・ちらし等の配布を行うことはありませんので、ご注意ください。

【9】選考方法等

1 選考方法等の概要

(1) 第1次選考試験

ア 試験の配点とねらい

試験項目		配点	ねらい
筆答試験 (専門)	小学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭	100点	教科・科目についての内容及び教科指導上の専門知識などを見ます。
	中学校教諭 高等学校教諭	150点	
筆答試験(教養)		50点	教職教養 ^{※1} (教職に関する知識と理解、学校教育に関する課題への認識等)及び一般教養に関する知識などを見ます。
その他 加点〔上限は15点 ^{※2} です。〕			

※1 生徒指導、特別支援教育、人権教育を含みます。

※2 小学校教諭、中学校教諭(英語)、高等学校教諭(英語)受験者については、英語以外の加点合計(上限15点)に、英語に係る加点分を加算します。

イ 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、採用見込数の2~3倍程度を基本として総合的に選考します。なお、高等学校教諭の「地理歴史」、「理科」においては、専門領域^{※3}ごとに選考します。

※3 第1次選考試験筆答試験(専門)受験の際に選択した科目を指します。

(2) 第2次選考試験

ア 試験の配点とねらい

試験項目	配点	ねらい
技能・実技試験	100点	それぞれの校種等、教科・科目に応じて求められる指導上の専門的知識、専門技能などを見ます。
論述試験	50点	教職に関する知識と理解、学校教育に関する課題の認識及び記述する力などを見ます。
面接（個人）	150点	教育に対する情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性等を中心とした資質などを見ます。

イ 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、採用見込数の範囲内で総合的に選考します。

2 面接及び技能・実技試験の評価の観点等について

6月上旬から6月中旬に三重県教員採用のウェブサイトに掲載します。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)

3 選考結果

- (1) 第1次選考試験の合否は令和7年7月2日（水）に、合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、併せて三重県教員採用のウェブサイトにも合格者の受験番号を掲載します。
- (2) 第2次選考試験の合否を発表する日は、第2次選考試験時に通知します。発表方法は、第1次選考試験と同様とします。
- (3) 受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

【10】採用及び勤務条件

1 採用

- (1) 第2次選考試験に合格した人の中から欠員の状況に応じて合格の有効期間内に採用します。合格した人の採用予定日は令和8年4月1日です。なお、合格の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
- (2) 養護教諭及び栄養教諭のうち、「【5】3 ※4、※5」の該当者は、当該教諭普通免許状取得の時点で採用するものとし、それまでの期間は臨時的任用とします。
- (3) 地方公務員法第22条等の規定により、教諭については採用時から1年間、養護教諭及び栄養教諭については6ヶ月間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
- (4) 第2次選考試験に合格した人が大学院在学中で、教育職員免許状取得に係る課程修了を目的とした修学継続のため、修了後の採用を希望する場合は、本人の申出により合格の有効期間内で採用を留保します。なお、三重大学教職大学院の進学者にあつては、合格の有効期間を令和8年4月1日から令和10年3月31日までとし、その期間内で採用を留保します。
- (5) 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～エのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。

ア 学校教育法第9条または地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合 *次欄参照

*学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられた者*
 - 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にある者も含まれる。
- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

イ 受験校種等及び教科・科目に係る教育職員免許状について、令和8年3月31日までに取得することができない場合、または令和8年4月1日に有効な免許となっていない場合（ただし、「【5】3 ※4、※5」の該当者については、令和8年3月31日までに、令和7年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格、または、栄養士の免許を取得し、かつ「学力に関する証明書」に係る所定の単位を取得している者を除く。）

ウ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、令和8年3月31日までにこれを取得できない場合

エ 採用を留保されている人が、合格の有効期間内に課程を修了することができない場合

- (6) 加点申請にあたって虚偽の内容を申請した人（加点申請をしたにも関わらず結果的に資格等を取得できなかった人を含む）は、故意、過失の如何に関わらず、採用内定後であっても内定を取り消す場合があります。

2 勤務条件

(1) 給与

三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

（参考）四年制大学の新卒者 251,953円（令和6年4月1日現在。今後変更される場合あり）

詳細は、三重県教員採用のウェブサイト（<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>）をご覧ください。

(2) 勤務時間

原則 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

【11】 加点

1 加点について

「加点一覧表」に示す資格・特技を有する人については、**申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合は**選考に際して加点します。なお、点数は下表のとおりとし、複数項目にわたる場合であっても加点の上限は15点とします。ただし、小学校教諭、中学校教諭（英語）、高等学校教諭（英語）受験者については、英語以外の加点合計（上限15点）に、英語に係る加点分を加算します。

なお、第1次選考試験のすべてが免除となる受験者及び大学3年生等を対象とした特別選考の受験者は、加点の対象外とします。

ア 免許の組み合わせに応じて	5点～15点	カ 申込校種と実績に応じて	4点～15点
イ 申込校種等に応じて	8点～15点	キ 条件を満たしていれば	5点
ウ 申込校種等に応じて	2点～ 8点	ク 条件を満たしていれば	8点
エ 条件を満たしていれば	8点	ケ 申込校種等に応じて	8点～15点
オ 条件を満たしていれば	3点		

- ※ 加点を申請する場合は、申込の際に「資格・特技に係る加点申請」の当該項目を必ず選択してください。選択がない場合は加点しません。
- ※ 申請にあたって虚偽の内容を申請した人（加点申請をしたにも関わらず結果的に資格等を取得できなかった人を含む）は、故意、過失の如何に関わらず、採用内定後であっても内定を取り消す場合があります。

2 加点に係る必要書類の提出について

加点を申請する人は、下表に示す必要書類を提出してください。提出方法及び期限は、【16】を参照してください。なお、期限までに提出されない場合は、いかなる場合も加点申請を認めることができません。

ア 複数免許状 ^{*1}	免許を取得している人については、加点に係る取得済のすべての教育職員免許状の写し
イ ポルトガル語・スペイン語 中国語・ベトナム語資格	該当する資格について実施団体の発行する資格証明書または資格を証明できる書類の写し
ウ 英語資格	該当する資格について実施団体の発行する資格証明書または資格を証明できる書類の写し
エ 臨床心理士・公認心理師	臨床心理士・公認心理師資格登録書（登録番号を含む）の写し
オ 商業資格	該当する資格について実施団体の発行する資格証明書または資格を証明できる書類の写し
カ スポーツ競技者実績	「スポーツ競技者実績加点」申請書及びスポーツ競技者としての実績を客観的に証明できる書類（競技団体が発行する証明書〈開封無効〉、賞状・記録証の写し等）
キ 司書教諭講習修了証書 ^{*2}	修了証書を取得している人については、修了証書の写し 修了証書を取得見込の人については、「司書教諭講習修了証書」取得見込証明書
ク 看護師	看護師免許証の写し (免許交付申請中の場合は、申請中であることがわかる書面の写し)
ケ 言語聴覚士等	該当する資格の証明書の写し

※1 複数免許状所有による加点を取得見込で申請する場合は、それぞれの取得見込年月日を必ず関係機関（一括申請の場合は大学等、個人申請の場合は各都道府県教育委員会等）に問い合わせ、令和8年3月31日までに取得できることを確認のうえ申し込んでください。特に、実務経験をもとに個人申請で教育職員免許状を取得する場合は、個人申請する時期及び実際に免許が取得できる時期に注意してください。

なお、取得見込の人は、申込時点では証明書類を提出する必要はありませんが、免許を取得次第、写しを提出してください。併せて、所有する教育職員免許状が加点の対象となるか下表で確認してください。

※2 司書教諭講習修了証書による加点を取得見込で申請する場合は、申込後に「司書教諭講習修了証書」取得見込証明書を、令和7年6月6日（金）（当日消印有効）までに提出してください。また、司書教諭講習修了証書を取得次第、修了証書の写しを提出してください。

加点一覧表

表中の○または△のついているものが加点申請ができる校種等です。
ただし、△については表外の(注)を参照してください。

	加点申請ができる校種等						
	小 学 校 教 諭	中 学 校 教 諭	高 等 学 校 教 諭	学 校 特 別 支 援 教 諭	中 高 学 等 部 部	養 護 教 諭	栄 養 教 諭
資格・特技							
ア 複数免許状所有(取得見込を含む)							
①申込教科以外の中学校教諭普通免許状		○					
②小学校教諭と中学校教諭の普通免許状	△	△					
③特別支援学校教諭の普通免許状	○	○	○				
④ a) 中学校教諭と高等学校教諭の同一教科の普通免許状				○			
b) 小学校教諭の普通免許状、または申込教科以外の中学校教諭と高等学校教諭の同一教科の普通免許状					○		
⑤自立活動教諭の普通免許状				○	○		
⑥「情報」の普通免許状			△	2			
イ 次の①～⑧のいずれかの資格所有 ^{※1}							
① 外国語としてのポルトガル語検定(CAPLE)準初級以上							
② 外国人のためのポルトガル語検定試験(Celpe-Bras)中級以上							
③ 外国語としてのスペイン語検定(DELE)A2(初級)以上							
④ スペイン語技能検定(西検)4級以上	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 中国語検定4級以上							
⑥ HSK3級以上							
⑦ 中国語コミュニケーション能力検定400以上							
⑧ 実用ベトナム語技能検定試験5級以上							
ウ 次の①～⑨のいずれかの資格所有 ^{※2}							
① 実用英語技能検定(日本英語検定協会)1級	○	○	○	○	○	○	○
② 「TOEFL」(国際教育交換協議会)iBT 100以上							
③ 「TOEIC Listening & Reading Test」(国際ビジネスコミュニケーション協会) 860以上							
④ 実用英語技能検定(日本英語検定協会)準1級	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 「TOEFL」(国際教育交換協議会)iBT 80～99							
⑥ 「TOEIC Listening & Reading Test」(国際ビジネスコミュニケーション協会) 730～855							
⑦ 実用英語技能検定(日本英語検定協会)2級							
⑧ 「TOEFL」(国際教育交換協議会)iBT 54～79	○						
⑨ 「TOEIC Listening & Reading Test」(国際ビジネスコミュニケーション協会) 550～725							
エ 臨床心理士・公認心理師資格所有(現に有すること)	○	○	○	○	○	○	○
オ 「商業」の受験者で次の①、②のいずれかの資格所有							
① 日商簿記検定(日本商工会議所)2級以上			○				
② 基本情報技術者試験(FE)(情報処理推進機構)合格			○				
カ スポーツで特に優れた実績 (加点対象の競技及び実績は「スポーツ競技者実績加点」申請書を参照すること)	○	○	○	○	○	○	○
キ 司書教諭講習修了証書所有(取得見込を含む)	○	○	○	○	○		
ク 「看護」または「養護教諭」の受験者で看護師免許証所有 ^{※3}			△	3		○	
ケ 言語聴覚士、理学療法士、作業療法士の資格所有(現に有すること)	○	○	○	○	○	○	○

(注) △1: 小学校教諭受験者は中学校教諭普通免許状、中学校教諭受験者は小学校教諭普通免許状を有する場合

△2: 「情報」受験者を除く。

△3: 「看護」受験者のみ。ただし、社会人特別選考[I]の受験者を除く。

※1: ⑤の4級・3級は令和5年(2023年)4月以降に取得したもの、⑤の2級以上は令和2年(2020年)4月以降に取得したもの、⑥・⑦は令和5年(2023年)4月以降に受験したもの、⑧は令和4年(2022年)4月以降に受験したもので、公式認定証等の発行されているものに限る。

※2: ②・③、⑤・⑥、⑧・⑨については令和5年(2023年)4月以降に受験したもので、公式認定証の発行されているものに限る。

※3: 看護師免許証所有については、現に有する人、または、すでに看護師国家試験に合格し、出願時に看護師免許を申請中の人に限る。

【12】 障がい者を対象とした特別選考

○ ねらい

障がい者の雇用の促進を図るため、障がい者を対象に特別選考を実施します。

- 1 募集する校種・教科等
【3】に示すすべての校種・教科等
募集人数は【3】の採用見込数に含み、約10名です。注記については「【3】注(1)～(6)」と同じです。
- 2 申込資格
【5】に示す一般選考の申込資格に加えて、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人。
(1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。
(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
(3) 療育手帳の交付を受けている人。
※ 大学3年生等を対象とした特別選考の申込資格「【15】2」に加えて、上記(1)～(3)を満たす人も申込可能です。
- 3 申込手続等
(1) 申込手続
【16】にしたがって、申込手続を行ってください。
(2) 必要書類（申込手続時に提出の必要がある書類）
ア 障がい者を対象とした特別選考申請書
イ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し
交付番号、等級・区分、障害名の記載された部分
(3) 試験実施にあたり配慮を必要とする場合は、申請書の「2 受験に際して配慮を希望する事項」欄にその旨を記入してください。点字受験や手話通訳の必要の有無、車椅子及びブルーベの使用の有無等についても、具体的に記入してください。なお、車椅子及びブルーベは各自で準備してください。
(4) 「障がい者を対象とした特別選考」以外の選考種別*の申込資格を併せて満たす場合は、該当する選考種別の試験項目による受験が可能です（選考種別は「障がい者を対象とした特別選考」で変わりません。）。他の選考種別の試験項目による受験を希望する場合は、申請書の「3 他の選考種別の試験項目による受験」欄に記入するとともに、他の選考種別に関する必要書類を併せて提出してください。
*「一般選考（第1次選考試験のすべてを免除）」や「大学3年生等を対象とした特別選考」も含まれます。
- 4 選考方法等
提出された書類をもとに審査し、特別選考の対象となった場合
(1) 試験項目については「【6】1」及び「【7】1」、加点については「【11】1」に示すとおりです。
ただし、上記「3(4)」の対象となった場合は、その選考種別と同じ試験項目とします。
(2) 選考方法については、【9】に示すとおりです。
(3) 試験実施にあたっては、申込内容及び「障がい者を対象とした特別選考申請書」の記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。

選考種別	試験項目	第1次選考試験		第2次選考試験		
		筆答試験		論述	技能・実技	面接
		教養	専門			
障がい者を対象とした特別選考		○	○	○	○*	○

*【7】で指定した校種・教科等のみ実施

【13】 社会人特別選考

○ ねらい

専門的な知識及び技能と豊かな経験を有する社会人に門戸を開き、その経験が教育に生かされることをねらいとして、次の【I】【II】について、それぞれ実施します。

[I] 高等学校教諭「看護」の教育職員免許状を有しない人

- 1 募集する校種・教科
高等学校教諭「看護」
募集人数は【3】の採用見込数に含みます。注記については、「【3】注(1)(2)(4)」と同じです。
- 2 申込資格
【5】に示す一般選考の申込資格1・2に加えて、次の(1)～(3)のいずれにも該当する人として
高等学校教諭「看護」
 - (1) 平成27年4月1日以降に、以下のア～ウのいずれかが通算3年以上あること。(たとえば「アが2年、イが1年」のように、複数の実務経験を合わせることも可)
 - ア 常勤の看護師、助産師または保健師としての実務経験
 - イ 国公立私立の看護師養成課程を有する教育機関(大学、専門学校、高等学校等)における常勤の職員としての看護師養成の実務経験
 - ウ 三重県内の看護師養成課程を有する公立の高等学校における期限付または臨時的任用の講師または実習助手としての看護師養成の実務経験
 - (2) (1)の勤務経験により、看護に関する専門的な知識経験または技能を有する人。
 - (3) 看護師の資格を現に有する人。(取得見込を含みません。)
- 3 申込手続等
 - (1) 申込手続
【16】にしたがって、申込手続を行ってください。
 - (2) 必要書類(申込手続時に提出の必要がある書類)
 - ア 社会人特別選考 履歴書
 - イ 社会人特別選考 在職証明書
 - ウ 看護師免許証の写し
- 4 選考方法等
提出された書類をもとに審査し、特別選考の対象となった場合
 - (1) 試験項目については「【6】1」及び「【7】1」、加点については「【11】1」に示すとおりです。一般選考における「筆答試験(教養)」に代えて「小論文」を実施します。
 - (2) 選考方法は「筆答試験(教養)」を除き、【9】に示すとおりです。
 - (3) 第2次選考試験合格者には、三重県教育委員会が教育職員特別免許状を授与するのに必要な要件を満たしていると判断した場合に、これを授与します。なお、この免許状は三重県内においてのみ効力を有します。

[II] 申し込む校種・教科等に応じた教育職員免許状を有する人

- 1 募集する校種・教科等
【3】に示すすべての校種・教科等
募集人数は【3】の採用見込数に含みます。注記については「【3】注(1)～(6)」と同じです。
- 2 申込資格
【5】に示す一般選考の申込資格に加えて、平成27年4月1日以降に民間企業・官公庁等(国公立私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において教諭等として従事する場合を除く。)に継続して3年以上正規の職員等として従事した人。ただし、系列会社等への転勤は継続期間に含みますが、国公立私立学校の期限付または臨時的任用の実習助手、非常勤講師は該当しません。
- 3 申込手続等
 - (1) 申込手続
【16】にしたがって、申込手続を行ってください。
 - (2) 必要書類(申込手続時に提出の必要がある書類)
 - ア 社会人特別選考 履歴書
 - イ 社会人特別選考 在職証明書

4 選考方法等

提出された書類をもとに審査し、特別選考の対象となった場合

- (1) 試験項目については「【6】1」及び「【7】1」、加点については「【11】1」に示すとおりです。一般選考における「筆答試験（教養）」に代えて「小論文」を実施します。
- (2) 選考方法は、「筆答試験（教養）」を除き、【9】に示すとおりです。

選考種別	試験項目	第1次選考試験			第2次選考試験		
		筆答試験			論述	技能・実技	面接
		教養	小論文	専門			
社会人特別選考【I】【II】			○	○	○	○*	○

* 【7】で指定した校種・教科等のみ実施

【14】教職経験者等を対象とした特別選考

○ ねらい

教職に関する優れた知識・技能を有し、かつ教員としての資質に富む人材を積極的に確保することをねらいとして、次の【I】【II】について、それぞれ実施します。

【I】 <正規教諭等 対象>

国立または公立の学校において、正規の教諭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭または栄養教諭として勤務し、次の申込資格を満たす人

1 募集する校種・教科等

【3】に示すすべての校種、教科等

募集人数は【3】の採用見込数に含みます。注記については、「【3】注(1)～(6)」と同じです。

2 申込資格

【5】に示す一般選考の申込資格に加えて、国立または公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校または特別支援学校において、正規の教諭、主幹教諭、指導教諭、養護教諭または栄養教諭として、令和7年3月31日現在、休職等の期間を除き、3年以上の勤務経験を有する人としてします。

3 申込手続等

(1) 申込手続

【16】にしたがって、申込手続を行ってください。

(2) 必要書類（申込手続時に提出の必要がある書類）

人事記録の写し*

* 人事記録とは、人事関係の発令（採用から異動、号給、休職、退職等）が記載された書類で、様式は都道府県市により異なり、「人事カード」や「履歴書」等と呼ばれます。また、人事記録の写しには任命権者または所属長の証明を必要とします。書類が特定できない場合は、三重県教育委員会事務局 教職員課 採用担当（059-224-2959）に問い合わせてください。

4 選考方法等

提出された書類をもとに審査し、特別選考の対象となった場合

- (1) 試験項目については「【6】1」及び「【7】1」、加点については「【11】1」に示すとおりです。一般選考における「筆答試験（教養）」を免除します。

ただし、申込時に申請があり、かつ以下の①または②の要件を満たす場合は、第1次選考試験のすべてを免除します。

- ① 勤務経験と同じ職種、校種・教科で受験する場合
② 正規として採用された職種、校種・教科で受験する場合

例えば、校種「小学校」で採用された者が中学校での勤務経験なく、校種「中学校」に出願した場合、第1次選考試験のすべてを免除することはできません。ただし、校種「小学校」として名簿登載された者が、中学校に配置され3年以上の中学校での勤務経験があり、校種「小学校」または「中学校（勤務経験と同じ教科に限る）」に出願した場合、第1次選考試験のすべてを免除します。同じく校種「小学校」として名簿登載された者が、特別支援学校に配置され3年以上の小学部での勤務経験があり、校種「小学校」または「特別支援学校小学部」に出願した場合、第1次選考試験のすべてを免除します。（校種「中学校」、「高等学校」採用等も同様。）

(2) 選考方法は、「筆答試験（教養）」を除き、【9】に示すとおりです。

[II] <常勤講師等 対象>

三重県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校または三重大学教育学部附属学校において、常勤講師または常勤の養護助教諭、常勤の臨時学校栄養職員として勤務し、次の申込資格を満たす人

1 募集する校種・教科等

【3】に示すすべての校種、教科等

募集人数は【3】の採用見込数に含みます。注記については、「【3】注(1)～(6)」と同じです。

2 申込資格

【5】に示す一般選考の申込資格に加えて、次のいずれかに該当する人としてします。

なお、申込資格の別による選考への影響はありません。

(1) 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験において、申込と同じ校種・教科等の第1次選考試験に合格し（第1次選考試験のすべてを免除した場合を除く）、かつ令和7年4月から令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施日までの期間に1日以上、以下のア～ウのいずれかの職種で任用される予定がある人。

ア 小学校、中学校、高等学校または特別支援学校教諭申込者においては常勤講師*

イ 養護教諭申込者においては常勤の養護助教諭*

ウ 栄養教諭申込者においては常勤講師（栄養）または常勤の臨時学校栄養職員*

* 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員として名簿登載期間中の人を含む。

(2) 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験により、申込と同じ校種・教科等の育児休業等代替任期付講師、任期付養護助教諭、任期付学校栄養職員として名簿登載期間中の人。

(3) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間のうち、36月以上、(1)のア～ウのいずれかの職種で任用されていた人。

(4) 以下のア～エのいずれかの試験により、育児休業等代替任期付講師、任期付養護助教諭、任期付学校栄養職員として名簿登載期間中の人。

ア 令和5年度三重県公立学校教員採用選考試験

イ 令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験

ウ 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験

エ 令和6年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験

(5) 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験により、申込と異なる校種・教科等の育児休業等代替任期付講師、任期付養護助教諭、任期付学校栄養職員として名簿登載期間中の人。

3 申込手続等

(1) 申込手続

【16】にしたがって、申込手続を行ってください。

(2) 必要書類

ア 教職歴申告書

以下の書類を添付して申込受付期間内に提出してください。

イ 人物証明書

所属長に証明書の作成及び発送を依頼し、内諾を得てください。(申込資格(3)の場合必要)

教職歴申告書に添付する書類(申込資格(1)(3)の場合必要)

申込資格(1)の場合 令和7年4月から第1次選考試験実施日までの期間に1日以上任用されることを証明する書類(人事異動通知書の写し等)を添付してください。人物証明書の提出は不要です。なお、任用が申込締切日以降に開始されるなど、4月25日(金)までに提出できない人は、三重県教育委員会事務局 教職員課 採用担当(059-224-2959)に問い合わせてください。

* 人事異動通知書の写し等について

・A4サイズにコピーし、折り曲げずに添付してください。

・電子申請時の返信メールに記載の整理番号を右上に記入してください。

申込資格(3)の場合 任命権者が三重県教育委員会でない期間については、任用機関による「在職証明書」(常勤講師または常勤の養護助教諭、常勤の臨時学校栄養職員としての勤務が証明できるものの原本)を添付してください。任命権者が三重県教育委員会である期間については、人事異動通知書等の添付書類は不要です。

4 選考方法等

提出された書類をもとに審査し、特別選考の対象となった場合

(1) 試験項目については「【6】1」及び「【7】1」、加点については「【11】1」に示すとおりです。

申込資格(1)(2)の場合 第1次選考試験のすべてを免除します。

申込資格(3)の場合 一般選考における「筆答試験(教養)」に代えて「人物証明書」による選考を実施します。

申込資格(4)(5)の場合 一般選考における「筆答試験(教養)」を免除します。

(2) 選考方法は、「筆答試験(教養)」を除き、【9】に示すとおりです。

選考種別	試験項目	第1次選考試験		第2次選考試験		
		筆答試験		論述	技能・実技	面接
		教養	専門			
教職経験者等を対象とした特別選考 [I] 「【14】[I] 4 (1) ①または②」の条件を満たす場合				○	○*	○
教職経験者等を対象とした特別選考 [I] 「【14】[I] 4 (1) ①または②」の条件を満たさない場合			○	○	○*	○
教職経験者等を対象とした特別選考 [II] 申込資格 (1) (2) の場合				○	○*	○
教職経験者等を対象とした特別選考 [II] 申込資格 (3) の場合	人物証明書 に代える		○	○	○*	○
教職経験者等を対象とした特別選考 [II] 申込資格 (4) (5) の場合			○	○	○*	○

* 【7】で指定した校種・教科等のみ実施

【15】大学3年生等を対象とした特別選考

○ ねらい

受験機会を拡大することで、より多くの意欲ある方に早期から受験していただき、人材を積極的に確保することをねらいとして、大学3年生等を対象に特別選考を実施します。

1 募集する校種・教科等

小学校教諭

採用見込者数は、次年度に実施される令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験（小学校教諭）の採用見込者数に含みます。

2 申込資格

次の各号のいずれにも該当する人。

- (1) 大学3年生等^{※1}であること。
- (2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項（【10】1(5)）に該当しない人。
- (3) 昭和42年4月2日以降に生まれた人。
- (4) 申し込む校種等に応じた教育職員免許状を有する人^{※2}、または令和9年3月31日までに取得見込の人。

※1 大学、大学院、短期大学、専門学校^{※2}の最終年次の1年前の年次をいう。（いずれの学校にも所属していない科目等履修生は含まない。）

※2 令和9年4月1日に有効な免許となっていること。

3 申込手続等

(1) 申込手続

【16】にしたがって、申込手続を行ってください。

(2) 必要書類

在学証明書（令和7年4月以降に取得したもの）

4 選考方法等

提出された書類をもとに審査し、特別選考の対象となった場合

- (1) 試験項目については「【6】1」に示す一般選考と同じです。加点については行いません。
- (2) 選考方法については、【9】に示す試験項目について一定の基準を満たす受験者を合格とします。なお、大学3年生等を対象とした特別選考以外の受験者とは別に選考します。

大学3年生等を対象とした特別選考に合格した受験者については、次年度に実施される令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験（小学校教諭）の第1次選考試験のすべてを免除します。なお、令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験（小学校教諭）を受験する際は、改めて令和9年度三重県公立学校教員採用選考試験（小学校教諭）に申し込む必要があります。

5 その他

大学3年生等で障がい者を対象とした特別選考の申込資格（「【12】2(1)～(3)」のいずれか）に該当する人は、障がい者を対象とした特別選考に申し込むことが可能です。「【12】3」にしたがって申込手続を行ってください。

選考種別	試験項目	第1次選考試験		第2次選考試験		
		筆答試験		論述	技能・実技	面接
		教養	専門			
大学3年生等を対象とした特別選考		○	○			

【16】 申込手続 （原則、電子申請により行ってください。）

1 電子申請による申込手続

申込受付期間：令和7年4月4日（金）午前10時～同年4月25日（金）午後5時

期間中はいつでも申込できますので、余裕を持って申し込んでください。

特別な事情により電子申請ができない場合は、三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班までお問い合わせください。

- (1) メールアドレスの取得
- (2) 利用者IDの取得

(3) 電子申請手続 (詳細については、実施要項及び教員採用ウェブサイトを参照してください。)

加点や選考に係る書類の提出方法

加点に係る必要書類：電子申請時に画像データとして添付する。もしくは郵送する。司書資格取得見込及びスポーツ加点申請の場合は郵送のみ。「【11】2」参照

選考にかかる必要書類：郵送のみ。書類に不備がある場合は、特別選考での受験ができません。

第1次選考試験のすべての免除を希望する場合は、整理票・返信用封筒を郵送にて提出してください。

必要書類の提出方法 (以下の2通り)

I 電子申請時に画像データを添付する場合	①	免許状、各種資格証明書をスキャンする ・ファイルサイズは20MBまでにしてください。 ・画像の拡張子は、pdf、jpg、jpeg、gif、pngです。 ・文字が鮮明に表示されているか、免許状・証明書の一部だけでなく全体が表示されているか等、画像の確認を行ってください。
	②	資料の内容が分かるファイル名を付ける ・添付した資料 (画像) の内容がわかるように、ファイル名を付けてください。 (例：中学校教諭英語二種免許なら「中二英」、司書教諭講習修了証書なら「司書」)
	③	電子申請時に添付する ・複数免許状加点への申請に添付するファイルのうち、同校種同教科の免許を取得している場合は1種類のみ送信してください。 ・「ファイルの選択」で添付ファイルを選んだあと、必ず「添付する」をクリックしてください
II 「簡易書留」で郵送する場合	①	加点・選考に係る必要書類をコピーする ・大きさをすべてA4サイズに統一してコピーしてください。
	②	チェックリストを作成する ・チェックリストをコピーして、必要事項を記入してください。
	③	簡易書留で送る ・ <u>角形2号封筒 (33cm×24cm)</u> にチェックリストを同封し、以下の送付先に「簡易書留」で郵送してください。 〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当
		下図のように各種書類を縦置きにした上端には、申請日 (〇月〇日) と、電子申請時に返送された整理番号 (12桁) を記入してください。 A4縦置きの上端 → <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">〇月〇日 ○○○○○○○○○○○○○○ (必要書類)</td></tr></table>
〇月〇日 ○○○○○○○○○○○○○○ (必要書類)		
【注意】	<ul style="list-style-type: none"> ・改姓・改名等により提出する書類に記載された名前が申請時のものと異なる場合は、<u>戸籍抄本等、改姓・改名等の事実が証明ができる書類を添付</u>してください。 ・採用担当窓口への持参による書類の提出は受け付けません。また、郵便料金の不足やいわゆる「普通郵便」で送られてきた場合も受け付けません。 ・提出された書類は返却しません。 ・必要書類が申込受付期間内に提出されない場合や不備がある場合は、<u>加点申請や特別選考の申込を認めることができません</u>ので、十分に注意してください。 	

2 その他

- (1) 選考種別によらず、障がい等により試験会場での配慮が必要な場合は、申込画面の「障がいに係る配慮希望事項」(障がい者を対象とした特別選考で受験をする場合は、障がい者を対象とした特別選考申請書の「受験に際して配慮を希望する事項」欄にその旨を入力 (記入) してください。
- (2) 特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。この場合、書類のやりとりに時間がかかります。申込受付期間内に申込を完了できない場合は、受験できません。
- (3) 申込内容に誤りや変更が生じた場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班 採用担当まで連絡し、指示を受けてください。

【17】 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭の選考

1 育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭*の募集について

三重県公立学校教員採用選考試験と併せて、育児休業等代替任期付講師（「栄養教諭に準ずる職務に従事する講師」を含む）・任期付養護助教諭（以下、「任期付講師等」という。）の選考を実施し、合格した者を「三重県公立学校任期付講師等採用候補者名簿」（以下「候補者名簿」という。）に登録します。育児休業等の取得状況に応じて、取得する教員の代替講師を、名簿登録された者の中から採用します。候補者名簿登録期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、名簿に登録されても採用されない場合や、臨時的任用講師・臨時的任用養護助教諭等として採用される場合があります。育児休業等を取得する教諭および栄養教諭の代替の名称は「育児休業等代替任期付講師」、養護教諭の代替の名称は「育児休業等代替任期付養護助教諭」です。

※育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭について

○任期付講師等は、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として勤務する職員です。任期が定められていること、育児休業を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、原則として正規教員に準じます。

○任期は、原則として教員の育児休業等の期間に応じて設定します。（3年未満）。

なお、本務者の育児休業期間が短縮された場合等において、任用期間を短縮することがあります。

例：本務者Aの育児休業期間が令和8年4月1日から令和10年3月31日のとき
任期付講師の任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日
上記、本務者Aの育児休業期間が令和9年3月31日までに短縮されたとき
任期付講師の任期：令和9年3月31日までに短縮

○育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

2 申込方法

三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験合格者に対して、任期付講師等を募集する校種・教科や申込方法について通知します。そのため、令和7年4月4日（金）～25日（金）の期間中に申し込むことはできません。

詳しくは、第1次選考試験合格者向け通知文書を確認してください。

3 選考方法

第2次選考試験受験時に任期付講師等としての任用を希望した者のうち第2次選考の不合格者で、すべての試験項目について一定の基準を満たす者の中から、名簿登録見込数の範囲内で総合的に選考します。

4 結果の通知

候補者名簿への登録については、第2次選考試験の結果とともに通知します。

5 その他

○ 令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験において、育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭として合格した方については、3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭として名簿登録することとし、名簿登録期間中、名簿登録と同じ校種・教科等における三重県公立学校教員採用選考試験の第1次選考試験のすべてを免除します。

○ 任期付講師等以外の常勤講師等を希望する場合は、三重県教育委員会の教職員採用のウェブサイトにある「講師等の募集」のページから別途、登録手続きを行ってください。

【18】 情報公開、問い合わせ先等

★ 三重県公立学校教員採用選考試験にかかる情報公開について

令和8年度三重県公立学校教員採用選考試験の問題等について、次の要領により開示します。

1 開示する問題等

第1次選考試験…筆答試験（問題と正解）、小論文（問題、解答用紙）

第2次選考試験…論述試験（問題、解答用紙、解答例）、技能・実技試験（問題または課題内容）、模擬授業課題

2 開示月日及び開示場所

【月 日】第1次選考試験…令和7年7月3日（木）以降

第2次選考試験…令和7年8月22日（金）以降

【場 所】三重県情報公開・個人情報総合窓口で閲覧できます。

（津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎1階/TEL 059-224-2073）（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

写しを希望する場合は、コピー代金（1枚10円）が必要です。

なお、過去に実施した試験問題についても、実施後5年間、同様に開示します。

★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959 FAX 059-224-3040 E-mail kyosyok@pref.mie.lg.jp

（8:30～17:15 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

教員採用選考試験に関するご案内は、三重県教員採用のウェブサイト及び三重県教員採用 X、Instagramでも紹介しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

X https://twitter.com/mie_kyousai

Instagram https://www.instagram.com/mie_kyousai/

★ 受験に関する書類の送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

1 書類提出の際は角形2号（33cm×24cm）の封筒を使用し、簡易書留で送付してください。

2 送付の際は、原則として、実施要項のチェックリストをコピーして必要事項を記入し同封してください。

3 受験に際して提出された書類は返却しません。